

技第 626 号  
令和6年3月18日

関係協会・組合・連合会の長 様

島根県土木部技術管理課長  
(公 印 省 略)

建設工事等の遠隔臨場に関する試行要領（案）の改定について

平素より島根県が実施する公共工事につきまして、格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

本県では建設工事等で現地確認を必要とする業務において、受・発注者の感染症対策及び業務効率化を図るために、遠隔臨場の試行を行っているところです。

この度、より一層の業務の効率化を促進するため、遠隔臨場システムの利用対象を現場確認（立会等）以外の受発注者間で行う協議や打合せなど（立会等に利用しない工事・業務も含む）への利用を拡大することとし、現在の「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」を「建設工事等の遠隔臨場に関する試行要領（案）」に改定したので、お知らせします。

記

本要領は、島根県HPに掲載

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 品質管理・成績評定・優良工事等表彰 ○品質管理

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/hin/](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/)

(問い合わせ)

技術管理課 工事品質管理スタッフ

電話 0852-22-5651

FAX0852-25-6329